

最高裁秘書第2612号

令和元年5月29日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

5月6日付け（同月8日受付、最高裁秘書第2400号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

「最高裁庁舎の入構方法の見直しの概要について」と題する書面（片面で2枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、公にすると警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

（担当） 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）

H291218 経理局管理課

最高裁庁舎の入構方法の見直しの概要について



